改正 災害対策基本法(抄)

災害対策基本法の一部を改正する法律について(平成24年6月27日付 府政防第724 号、消防災第234号)より抜粋

4. その他

(1) 災害の定義の見直し(法第2条関係)

近年、竜巻による大きな被害が発生していることを受け、また、竜巻による災害の特殊 性等にかんがみ、議員修正により、災害対策基本法の災害の定義において、異常な自然現 象の例示として「竜巻」が追加されたものである。

新旧対照表

新	旧
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。	第二条 この法律において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地 震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規 模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の 程度においてこれらに類する政令で定める原因 により生ずる被害をいう。